

2025年3月28日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 か ん ば 生 命 保 険
代 表 者 名 取締役兼代表執行役社長 谷 垣 邦 夫
(コード番号: 7181 東証プライム)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部

自己株式の取得方法の決定に関するお知らせ

2024年11月14日にお知らせいたしました自己株式取得に係る事項に関し、2025年3月28日付の当社取締役会において、その具体的な取得方法等（以下「本自己株式取得」といいます。）を下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式取得に係る事項の内容

（下線は変更箇所）

| | 変更前 (2024年11月14日取締役会決議) | 変更後 (2025年3月28日付取締役会決議) |
|----------------|----------------------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 30,000,000株（上限） | 30,000,000株（上限） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 35,000,000,000円（上限） | 35,000,000,000円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2024年11月15日から2025年11月14日まで | 2024年11月15日から2025年11月14日まで |
| (5) 取得方法 | — | <u>株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）及び立会市場における取引による買付け</u> |
| (6) その他必要な事項 | — | <u>その他本自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、当社代表執行役社長又はその指名する者に一任する。</u> |

2. 本自己株式取得の考え方

当社は、中期経営計画期間における株主還元方針として、機動的な自己株式取得等を行うことで、総還元性向について中期平均 40～50%を目指すこととしており、この方針に基づき、資本効率の向上、株主還元の強化を目的として自己株式取得を行うものであります。他方で、郵政民営化法上、当社の親会社である日本郵政株式会社は、当社の経営状況、ユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、当社株式の全部をできる限り早期に処分することが定められており、この趣旨に沿って、日本郵政株式会社は、2025 年度までに当社株式の保有割合を 50%以下とすることを目指す方針としております。過去の日本郵政株式会社による当社株式の売出し等により、日本郵政株式会社の当社株式の議決権比率は現在 49.8%程度となっておりますが、本自己株式取得後も同比率を現在の水準に維持するためには、日本郵政株式会社からも一般株主とほぼ同数の当社株式を取得することが必要となります。これらの事情及び上記方針に基づき、資本効率の向上、株主還元の強化を目的として自己株式取得を行うものであります。

なお、当社による本自己株式取得の決議を受け、日本郵政株式会社からは、今後、当社が当該決議に基づき自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において、自己株式の取得の実施及び条件（取得価額）について決定した場合、当該自己株式の取得に応じて当社普通株式の一部について、売付注文を行う旨の連絡を受けております。

また、その後の自己株式取得に当たっては、引き続き、日本郵政株式会社による当社株式の議決権比率が 2 分の 1 以下に維持できるように検討してまいります。このため、日本郵政株式会社による当社株式の議決権比率の状況次第では、本取締役会決議に基づく自己株式の取得額は、上記「株式の取得価額の総額（上限）」を大幅に下回る可能性があります。

なお、本自己株式取得後も、日本郵政株式会社は引き続き当社の親会社であることに変更ありません。

3. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式取得においては、当社の支配株主である日本郵政株式会社がその保有株式の一部を売却する予定であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第 441 条の 2 に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

当社が 2025 年 1 月 31 日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「グループ内取引に係る取引条件の適切性を確保するため、新たに重要な取引を実施する場合及び既存の重要な取引の取引条件を変更する場合は、社外取締役を含む取締役会で決議する態勢を整備しております。」としております。

本自己株式取得については、同指針の趣旨に則り、2025 年 3 月 28 日付の取締役会において、支配株主との間に特別の利害関係を有しない取締役 10 名（うち社外取締役 7 名）により、本自己株式取得が、中期経営計画期間における株主還元方針に基づき、資本効率の向上、株主還元の強化を目的として実施されるものであることが確認された上で、取締役の全員一致により、本自己株式取得の実施に関する決議が行われました。なお、当社取締役である増田寛也は当社の支配株主である日本郵政株式会社の取締役を兼務していることから、特別利害関係を有するため、本自己株式取得に関する決議には参加しておりません。

また、取引条件の公平性を担保するための措置として、当社は自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)及び立会市場における取引を利用し、市場価格で本自己株式取得を行う予定です。

加えて、当社は独立役員である社外取締役鈴木雅子氏、原田一之氏、鶴巣香穂利氏、富井聰氏、神宮由紀氏、大間知麗子氏及び山名昌衛氏から、本自己株式取得は、①郵政民営化法の趣旨及び中期経営計画期間における株主還元方針に基づき、資本効率の向上、株主還元の強化を目的として実施されるものであり、少数株主に対して不利益を与える目的・意図があつて実施されるものではないこと、②本自己株式取得の取締役会における決議が、支配株主との間に特別の利害関係を有しない取締役により、上記の通り行われていること、③ToSTNeT-3及び立会市場における取引であるため、市場価格での取得であることに加え、日本郵政株式会社以外の株主にも参加の機会が与えられているなど取引の条件及び方法の公正性が担保されていることなどから、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を2025年3月28日に取得しております。

以上より、本自己株式取得にかかる対応は、当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しているものと判断しております。

4. 本自己株式取得後に保有する自己株式の扱い

本自己株式取得により取得した自己株式については、消却する方針です。

(ご参考) 2025年2月28日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 383,181,054株

自己株式数 11,246株

(上記自己株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式を含めておりません。)

以上